

結婚新生活を 応援します

令和7年度
浜松市結婚新生活
支援事業補助金
7/1(火)より
受付開始

浜松市では、結婚した世帯を対象に、
新生活に伴う費用（家賃や引越費用等）を補助します。



補助の
上限

夫婦
共に 29 歳以下: **60 万円**

夫婦
共に 39 歳以下: **30 万円**

※婚姻日における年齢

対象
費用

令和7年4月1日から令和8年1月31日までに支払った以下の費用

- 新居の取得費用
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）



対象
世帯

以下の要件を全て満たす世帯

- ① 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに婚姻届を提出された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③ 世帯の合計所得が500万円未満
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の合計所得から年間返済額を控除します。
- ④ 対象となる住宅が浜松市にあり、対象となる住宅の住所と夫婦（または一方）の住民票の住所が同じ
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- ⑥ 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- ⑦ 夫婦ともに市税を完納している

申請
方法

【申請者】
申請書類の
提出

【浜松市】
申請書類の
審査・交付決定

【申請者】
交付請求書の
提出

【浜松市】
申請者名義の
口座へ振込

【問合せ】 浜松市こども若者政策課（年末年始・土日祝を除く 8:30~17:15）
浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階



053-457-2795



katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



詳細は市HPを
御確認ください。